

西宮市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条第1項第3号に掲げる、公共下水道の供用が開始された区域外（以下「区域外」という。）からの排水施設を公共下水道へ接続する場合に必要な許可事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「区域外流入」とは、法第9条第1項及び第2項の規定により公示された区域外の排水施設から、公共下水道へ下水を流入させることをいう。

(許可の申請)

第3条 区域外流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に次の各号に定める手続きを行い、許可等を受けなければならない。

- (1) 申請者は、あらかじめ、その計画が排水施設の設置及び構造に関する法令の規定及び管理者の定める基準に適合するものであることについて、管理者に西宮市下水道条例施行規程（以下「規程」という。）第4条に掲げる排水施設計画確認届出書により、確認を受けなければならない。
- (2) 前号の確認後、規程第5条第1項に掲げる公共下水道制限行為許可申請書により、許可を受けなければならない。
- (3) 敷地内の排水施設においては、規程第6条に掲げる排水設備の築造等の届出を行い、排水施設の確認及び検査を受けなければならない。

2 その他、管理者が必要と認める場合は、書類を添えて提出しなければならない。

(許可の要件)

第4条 管理者は、前条第1項第1号及び第2号の申請書等の提出があった場合は、次の各号に掲げる内容を審査するものとする。

- (1) 公共用水域の水質保全と地域の環境改善に寄与すること。
- (2) 申請にかかる下水を受け入れる管渠、ポンプ場、終末処理場等の施設の能力に十分余裕があること。
- (3) 申請にかかる下水の水質基準が、法令の規定及び管理者の定める基準に適合すること。

- (4) 建築基準法等の関連法規を遵守した建築物であり、且つ区域外流入の妥当性が認められるものであること。
- (5) 流域下水道区域への接続に当たって、兵庫県流域下水道接続要綱第11条に定める協議により、区域外流入の承認が得られること。

(受益者負担金)

第5条 申請者の所有する土地は、西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例第8条の規定により、賦課対象とはならない。ただし、公共下水道の供用が開始された区域に編入した際には、受益者負担金を賦課するものとする。

(施工)

第6条 第3条第1項第2号の許可により施工する申請者は、公共下水道に関する法令等を遵守し、管理者の指示に従うものとする。

(工事の完了届)

第7条 申請者は、工事が完了したときは直ちに規程第5条第2項に定める公共下水道制限行為完了届を管理者に提出し、検査を受けなければならない。ただし、規程第6条第2項の規定による排水設備築造しゅん工届があった場合は、公共下水道制限行為完了届の提出があったものとみなす。

(その他の排水施設)

第8条 法の適用を受けない西宮市所有の下水排水施設（西宮市水路管理条例（昭和42年西宮市条例第47号）第2条に規定する水路は除く。）への排水施設の接続及び取り扱いについては公共下水道施設に準じて行うものとする。

2 前項による接続については、第5条は適用しないものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、その都度管理者が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。